

加古川市消防本部救命サポートステーションに関する要綱

平成21年7月1日

加古川市消防本部訓令第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置するなどの要件を満たした事業所等に対して行う救命サポートステーション標章（様式第1号。以下「標章」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるものとする。

- (1) 救命サポートステーションとは、標章を交付された事業所等をいう。
- (2) 事業所等とは、加古川市、稲美町及び播磨町に所在する法人その他の団体の事業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。
- (3) 救命講習等とは、次に掲げる講習をいう。

ア 加古川市応急手当の普及啓発実施要綱（平成24年4月1日消防長決定）に定める普通救命講習、上級救命講習及び応急手当普及員講習

イ 日本赤十字社が行う基礎講習

ウ ア又はイに準ずる講習内容で、受講修了証等が発行される講習

(標章の交付申請)

第3条 標章の交付を受けようとする事業所等の代表者は、救命サポートステーション標章交付申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて消防長へ提出しなければならない。

(交付要件)

第4条 消防長は、前条の規定による申請があったときは、当該事業所等が、次に掲げるすべての要件（以下「交付要件」という。）を満たしているかどうか審査するものとする。

- (1) AEDを1台以上設置するとともに、当該AEDを適正に維持管理していること。

(2) 営業時間又は業務時間中の緊急時において、AEDを速やかに提供できるとともに、AED使用後は事業所等の責任において整備することができる体制にあること。

(3) 市の広報紙、ホームページ等で公開することについて、同意していること。

(標章等の交付)

第5条 消防長は、前条の規定による審査の結果、当該事業所等が交付要件を満たしていると認めるときは、救命サポートステーション標章交付証（様式第3号。以下「交付証」という。）及び標章を交付するものとする。

2 消防長は、前項の規定により交付証及び標章を交付したときは、救命サポートステーション標章交付台帳（様式第4号。以下「交付台帳」という。）に必要事項を記載しなければならない。

(標章の掲示等)

第6条 救命サポートステーションの代表者は、交付された標章を事業所等の出入口又はAEDの設置場所付近の周囲から見えやすい場所に掲示するものとする。

(救命サポートステーションの責務)

第7条 救命サポートステーションの代表者は、従業員等に対し救命講習等を受講させることで、迅速かつ的確な応急救護体制を整備するよう努めるものとする。
また、救命講習等修了者に対し、2年を目安として再講習を受講させるよう努めるものとする。

(廃止・変更に関する届出)

第8条 救命サポートステーションの代表者は、事業等を廃止又は申請書の内容に変更があったときには、速やかに救命サポートステーション（廃止・変更）に関する届出書（様式第5号）により、消防長に届け出なければならない。

2 消防長は、前項の規定による廃止の届出があり、次に定めるものに該当するときは、当該救命サポートステーションの交付証及び標章を速やかに返還させるものとする。

(1) 事業等を廃止し、又は休止したとき。

(2) 交付要件を満たさなくなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により標章の交付を受けたとき。

(4) その他標章を交付することが適当でないと消防長が認めたとき。

3 消防長は、前項の規定により交付証及び標章を返還させたときは、速やかに交付台帳の記載を削除するものとする。

4 消防長は、第1項の規定による変更の届出があったときは、速やかに交付台帳の記載を修正するものとする。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、消防本部救急課において所掌する。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日消防本部訓令第10号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日消防本部訓令第2号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の加古川市消防本部救命サポートステーションに関する要綱第4条の規定により交付された交付証及び標章は、この要綱による改正後の規定により交付された交付証及び標章とみなす。